

東京都食品安全推進計画 基本施策 次期計画(案)

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
1	GAP手法を含めた生産衛生管理体制の整備 (産業労働局)	より安全な農産物を生産し、都民の信頼確保を図るため、GAP（農業生産工程管理手法）による管理手法の導入を含め、事業者による生産衛生管理体制を整備する。	1	<u>東京エコ農産物認証制度の推進</u> (産業労働局)	環境に負荷をかけない生産技術の振興と生産の記録や情報公開を行う新たな事業に組み替える。
2	生産情報提供食品事業者登録制度の促進 (産業労働局)	都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都民に広く公表する制度の普及を推進する。			生産等の情報公開を行う新たな事業に組み替える。
3	食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局)	・飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 ・制度の普及拡大により、事業者の自主的衛生管理の推進を図る。	2	<u>国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進</u> (福祉保健局)	本制度により、都内事業者全体の衛生水準の向上を図っている。新たな仕組みの活用も含め、本制度のより一層の普及を図っていく。
4	ハサップ（HACCP）導入支援及び承認施設への外部検証の実施 (福祉保健局)	・ハサップシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 ・承認施設に対し、ハサップシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。	3	<u>国際基準であるHACCP導入支援</u> (福祉保健局)	「総合衛生管理製造過程」の導入支援を充実させていくとともに、国が導入を検討している「HACCP導入型基準」について事業者への技術的支援を行う。
5	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。	4	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生法に基づいた制度であり、食品等事業者の自主的な活動を促進している。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
6	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。	5	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者相互の衛生管理体制の強化に役立っている。
7	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図るとともに自主的品質管理を推進する。	6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	引き続き、「安全・品質管理者」を活用していく。
8	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元など、生産者への技術的な支援を行う。	7	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	生産者への技術的な支援を行っている。
9	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品技術センターの試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などの支援を行い、事業者の食品安全確保のための技術水準を向上させる。	8	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品事業者に対する食品安全確保のための技術確立に向けた技術支援を行っている。
10	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局、生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」取扱事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、事業の内容に応じた講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。 ・各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。 	9	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局、生活文化局)	各講習会を通じて、コンプライアンスの向上や適正表示の推進、食中毒防止対策を行うため、表現を修正する。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
11	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜保健衛生所において家畜の病気の検査及び調査を実施する。 ・病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握する。 	10	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	安全な農畜産物の供給に向けた検査及び調査、指導を実施している。
12	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の散発患者や無症状の病原体保有者の喫食内容や行動を調査・分析し、感染源の解明に活用する。 ・特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。 	11	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	新たな種類の食中毒が発生した場合の対応も常に想定しておく必要があり、その基幹をなす事業である。保健所設置市(八王子市、町田市)とも連携して実施しているため、表現を修正する。
13	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について、先行的に実態を調査し、必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討など施策への反映や、国への提案要求などに活用する。	12	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	食品等の安全確認等のための調査を引き続き実施していく。
14	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	<p>新たな知見等に対応しながら継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ○都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査 ○環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査 	13	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	東京都化学物質保健対策分科会における都民の化学物質暴露量調査のため、長期間のデータ収集を今後も継続して実施する。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
15	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。	14	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	食品安全に関する海外情報など、引き続き継続して収集する。
16	食品安全情報評価委員会の運営 (福祉保健局)	・食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。	15	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)	情報の評価と効果的な情報提供の必要性の観点から、今後も継続して実施する。
17	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局)	・規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 ・調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。	16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局)	食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて実施する。
18	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び薬事法等の関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。	17	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	引き続き、 <u>生産資材の適正使用等について指導を実施する。</u>
19	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	・食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。 ・養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。	18	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	「牛海綿状脳症(BSE)対策の施策(生産段階での対策)」を統合する。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
20	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	・と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。 ・衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。	19	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	「牛海綿状脳症(BSE)対策の施策(と畜場での対策)」を統合する。
21	牛海綿状脳症(BSE)対策 (産業労働局、福祉保健局、中央卸売市場)	・生産段階において、死亡牛・起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などの対策を実施する。 ・と畜場において、BSEスクリーニング検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。	18	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	「畜産物等の安全対策」、「と畜場における食肉の安全確保」に統合し、引き続き対策を継続する。
			19	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	
22	地域監視 (福祉保健局)	・地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。 ・食品に関する苦情や食中毒事件発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。	20	地域監視 (福祉保健局)	地域的に流通する食品の監視を引き続き実施する。
23	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	・都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。 ・重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。	21	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	広域流通食品の監視を引き続き実施する。

現 行 計 画			次 期 計 画 (案)		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
24	輸入食品対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。 ・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。 	22	輸入食品対策 (福祉保健局)	食品流通のグローバル化に対応するため、今後も監視体制を継続して実施する。
25	「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、広告の適正化を図る。 ・医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。 ・都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。 ・医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。 	23	「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化局)	<p>試買調査等により、表示の不備や医薬品成分等を含む有害な健康食品が毎年摘発されているため、今後も継続して実施する。</p> <p><u>また、今後新たに創設が検討されている機能性表示制度に合わせ、適切に対応していく。</u></p>
26	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。 ・都民及び事業者に制度の周知を図る。 	24	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	自主回収報告制度は消費者や食品事業者にとっても重要な制度となっている。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
27	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局、事務局：福祉保健局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。	27	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局、事務局：福祉保健局)	各局連携強化の観点からも必要に応じて実施していく。
28	健康危機管理体制の整備 (各局)	・事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。 ・保健所の食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓練を実施し、緊急時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。	28	健康危機管理体制の整備 (各局)	緊急時を想定した訓練は今後も継続する。
29	卸売市場内における危機管理体制の整備 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。	29	卸売市場内における危機管理体制の整備 (中央卸売市場)	不良食品の都内流通を防ぐため、今後も継続する。
30	法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 【食品表示に関連する主な法令】 食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法、景品表示法、消費生活条例 等	25	法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	食品表示法の施行にあたり、相談・監視体制を充実させていく。
31	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。	26	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	消費者の視点から、 <u>都民との協働により</u> 適正表示推進を図る。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
32	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者を提供する。	30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	ホームページや普及啓発資材を通じ情報提供を継続して実施する。
33	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。	34	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局)	引き続き、食の安全・安心に関して、自治体や団体が地域で行う食育活動を支援する。
34	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。	35	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	消費者教育事業として、今後も継続して実施する。
35	関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進 (各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者とともに、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図る。	32	関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進 (各局)	「情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進」の施策と統合し、継続して実施する。
36	情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進 (福祉保健局)	消費者団体や報道機関の記者など、都民に食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者と食の安全に関する専門家とを交え、食品の安全性やリスクについての考え方、都民への情報提供のあり方等について意見や情報を交換し、関係者の相互理解の促進を図る。			「情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進」の施策と統合する。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
37	食物アレルギーに関する理解の促進 (福祉保健局)	食品を取り扱う事業者に対してアレルゲン管理についての技術指導を行う。アレルギー表示に係る検査体制を整備し、アレルギー表示の適正化を図る。	33	食物アレルギーに関する理解の促進 (福祉保健局)	意図しないアレルギー物質の混入防止や表示の適正化を引き続き実施する。また、保育所等のアレルギーを持つ子供に係わる人材の資質向上について、追加する。
38	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	・食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 ・審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。	36	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	各種審議会を通じて、都民・事業者の意見を施策に反映するため、今後も継続して実施する。
39	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)	・消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 ・全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。	37	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)	①消費生活条例に基づく制度であり、今後も継続して実施する。 ②パブリックコメント等を実施し、関係者の意見を聞くことは重要であることから、今後も継続して実施する。
40	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。 また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。	38	相談等への適切な対応 (各局)	引き続き連携を図りながら実施する。

現 行 計 画			次 期 計 画 (案)		
No	施策名 (所管)	概 要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
41	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や農薬残留回避技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。	39	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	引き続き、栽培技術等に関する試験研究を継続して行う。
42	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 ・試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。 	40	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	引き続き、検査法の開発や改良を実施していく。
43	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒菌を死滅させるための加工・調理法や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。	41	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食品の安全を確保する根幹の事業のため継続する。
44	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。	42	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品を取り巻く環境の変化に対応するため、食品安全に係わる人材育成を継続的に実施する。
45	生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化 (産業労働局)	都内で消費される農産物の安全な生産を図るため、都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近隣の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などを推進する。	30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	今後、SNSなどによる情報提供に移行する。

現行計画			次期計画(案)		
No	施策名 (所管)	概要	No	施策名 (所管)	次期計画に向けた考え方
46	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 ・違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。 	43	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	保健所設置市の増加や国からの事務権限移譲を踏まえ、継続的に実施する。
47	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区及び八王子市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都市区一体となった取組を進める。	44	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	都区市における食品衛生行政の一体性を確保するために、継続的に実施する。町田市が保健所設置市に移行したため、町田市との協議を追加する。
48	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。	45	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	今後も継続して実施する。
49	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 ・食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて国への提案要求を行う。 	46	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	食品表示法の施行などの制度改正を踏まえて、国等との連携や国への提案要求を実施する。
			31	<u>食品中の放射性物質対策等、食品安全情報の世界への発信</u> (各局)	<u>新たに基本施策に追加する。</u>